

最高裁判所(第一小法廷) 平成●●年(〇〇)第●●号 法人税更正処分取消請求上告事件
国側当事者・国

平成28年2月18日棄却・確定

(控訴審・東京高等裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成26年11月5日判決、本資料264号-182・順号12563)

(第一審・東京地方裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成26年3月18日判決、本資料264号-54・順号12435)

決 定

上告人	A株式会社
同代表者代表取締役	甲
同訴訟代理人弁護士	小林 啓文 ほか
被上告人	国
同代表者法務大臣	岩城 光英
同指定代理人	大西 篤史

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 上告費用は上告人の負担とする。

第2 理由

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、違憲をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

平成28年2月18日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官 山浦 善樹
裁判官 櫻井 龍子
裁判官 池上 政幸
裁判官 大谷 直人
裁判官 小池 裕